

令和5年3月24日

令和5年3月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年3月24日(金) 午後1時30分～2時30分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

会長	3番	小濱 邦臣			
副会長	8番	中村 正治			
委員	1番	森 善隆	2番	南野 悟	
	4番	吉田 好	6番	矢頭 周	
	7番	西ノ坊 嘉治	9番	中西 壽男	
	10番	大西 清一	11番	宮本 正裕	
	12番	吉田 公俊	13番	久保 睦子	
	14番	中野 稔			

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼 実	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	上田 昌彦
第5地区	行田 修	第6地区	谷山 正昭
第7地区	辻 清一		

5 欠席委員(1人)

5番 大川 智恵子

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶 日出男	事務局次長	松下 伸弘
職員	西本 由香		

7 議事録署名委員

10番 大西 清一 11番 宮本 正裕

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積

計画（利用権設定）

議案第4号 茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市農業委員会規程を廃止する規程

議案第5号 茨木市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より、令和5年3月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は13名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号10番、大西 清一委員、並びに、議席番号11番、宮本 正裕委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしており、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。
それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。
事務局、西本さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、185㎡についてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

なお、本件につきましては、中村副会長と地区担当委員、推進委員並びに吉田公俊委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、順次報告を求めます。

宮本委員。

宮本委員

それでは、3月8日に現地調査を行いました結果について報告いたします。

申請地は、XXXXXXXXXXほか1筆、地目はいずれも田、計1,689㎡でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道鳥飼八丁富田線と府道三島江茨木線が交わる目垣の交差点の北、約400mに位置しております。

周囲の状況は、北側は水路、東側及び西側は道路、南側は農地でございます。

転用の目的は駐車場であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われま

す。以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局、西本さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、2筆、1,689㎡についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものです。

内容についてご説明申し上げます。

転用の目的は駐車場、権利の種類は使用貸借権となっております。

転用の理由ですが、被設定人は運送業を営んでいる法人及び自動車販売業を営んでいる法人からの要望を受け、親族から無償で農地を借り受け、駐車場として整備するものです。

農地の区分は水道管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に市立東雲幼稚園、市立東雲中学校があり、第3種農地と判断します。

必要面積、事業所からの距離、転用に伴い周辺の他の農地の営農に支障を与えないと考えられる当該申請地を選定したものです。

なお、農地転用に関し、隣接地権者との協議も済んでおります。

事業計画は、駐車台数大型車11台及び普通車15台で、土地の仕上げは碎石敷

となっております。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われ
ます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会
議に意見聴取をしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けておりま
す。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め承認する
ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画、利用権設定、5件を議題といたします。

申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局、西本さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集

積計画、利用権設定、5件、10筆、5,370㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり審査依頼があったものでございます。

内容でございますが、1項目から4項目の権利関係は使用貸借権、5年の再設定、5項目から10項目の権利関係は賃借権、5年の再設定となっております。

いずれも借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第4号、茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市農業委員会規程を廃止する規程を議題といたします。

申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

議案第4号、茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市農業委員会規程を廃

止する規程についてでございます。

本規程を廃止する理由としまして、これまで地方公共団体における個人情報の取扱い等については条例で定められていましたが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図ることを目的に個人情報の保護に関する法律が改正され、行政機関等を対象とした全国共通のルールが定められ、令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることになりました。

今回の制度改正により、農業委員会につきましても茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例及び細則の規定が直接適用されることから、本規程を廃止するものです。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市農業委員会規程を廃止する規程につきましても、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第5号、茨木市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程を議題といたします。

申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

議案第5号、茨木市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

本規程では、短時間勤務の職を占める職員の定義として地方公務員法の規定を引用していますが、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げ等の制度が設けられたことに伴い条ずれが生じたことから、所要の改正を行うものです。

改正箇所は1か所でございます。

第2条第4号中、第28条の5第1項を第22条の4第1項に改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

茨木市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程につきましても、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、6件。
以下、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出、3件でございます。

ますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。
よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に令和4年度ふるさと農業再生委員会の活動内容につきまして、大西委員長から報告願います。

大西委員長

令和4年度ふるさと農業再生委員会の活動について、ご報告申し上げます。

令和4年度ふるさと農業再生委員会活動報告書をご覧ください。

まず、遊休農地調査の実施については、従前から取り組んでおります遊休農地の発生・解消状況に関する調査に基づき、各委員が、8月から10月にかけて担当地区の農地をパトロールし、利用状況調査を実施いたしました。

判定結果は、ア判定が1筆、533㎡、イ判定が15筆、12,898㎡、ウ判定が9筆、6,222㎡、エ判定が46筆、40,861㎡、合計71筆、60,514㎡となっております。

令和4年度の荒廃農地の解消実績は1件でした。

また各委員からの状況報告と調査結果を踏まえ、文書にて遊休農地所有者7名に対し、農地利用意向調査を行いました。

意向調査の結果、対象者7人中5人からの回答がありました。

回答は、農地中間管理事業を利用希望が3筆、自ら耕作が2筆、その他が2筆、未回答が6筆となりました。

なお、今年度は、令和4年7月28日、9月13日、11月15日、令和5年1月18日、3月6日の5回開催いたしました。

報告は、以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、令和4年度都市農政対策委員会の活動内容につきまして、矢頭委員長から報告願います。

矢頭委員長

令和4年度都市農政対策委員会の活動について、ご報告申し上げます。

令和4年度都市農政対策委員会活動報告書をご覧ください。

まず、1つ目、遊休農地パトロールの実施について、昨年9月28日、委員等による事前調査を基に、遊休農地の所在地一覧表を整理し、全68筆のうち地区担当委員等から報告のあった11筆を巡回し、遊休農地判定を行いました。

当日巡回パトロールのなかで、新たに1筆を追加しました。

また、当日、巡回できなかつた農地について、委員が事前に撮影した写真によりそれぞれ判定を行いました。

判定結果は、A判定が3筆、4,629㎡、B判定が45筆、29,675㎡、C判定が20筆、12,640㎡、転用済みが1筆、95㎡、合計69筆、47,039㎡となっております。

調査の総括については、前年度と比べ改善された農地がCからAが1筆、CからBが1筆、BからAが1筆、新規に発生した遊休農地が4筆ありました。

1筆は、転用によりCから解消しました。

また、昨年12月下旬に、C判定の遊休農地を3種類に分類し、市街化調整区域内農地及び生産緑地には営農再開を、生産緑地以外の市街化区域内農地には保全管理を行うよう、農地所有者13人に対し文書による指導を行いました。

2つ目、その他活動内容として、会議を今年度5回開催しております。報告は、以上でございます。

議長

ありがとうございました。

両委員会におかれましては、熱心に取り組んでいただき、ご苦労さまでございます。

引き続き、ご尽力賜りますようお願いいたします。

議長

続きまして、農地の権利取得に係る下限面積の廃止について事務局から説明があります。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、農地の権利取得に係る下限面積要件の廃止についてご説明いたします。お手元の資料をご確認ください。

耕作を目的とした農地の権利取得について、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の一つに下限面積要件がございました。

下限面積の基準については、平成21年の農地法の改正により地域の実情に応じて、農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっていました。

茨木市では平成21年12月15日に、別段面積として20アールを設定してきておりましたが、昨年令和4年5月27日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われまして、併せて農地法につきましても、これまで適用していた農地の権利取得における下限面積要件が廃止されることとなりました。

ただし農地法の第3条第2項のほかの許可要件については依然と変更はございません。

引き続き、定例会でご審議いただく際にはご確認いただければと思います。

参考になりますが、農地の権利取得に必要なその他の要件については農地のすべてを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、耕作に必要な機械を所有していること、周辺の農地利用に支障がないことなどが今後も判断基準になります。

その他、最近では新規の方の農地の取得の相談は増えていますが、農地を取得したいとなれば、法律上の許可要件を適用することとなります。

よろしく願いいたします。

議 長

ただ今の内容につきまして、何かご意見等がありましたら、お願いいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

現実に今年の4月1日から実施されるということですが、実施に伴い支障をきたすことはありますか。

その要件に不動産業者が直接入ってくるなど懸案事項はありませんか。

議 長

事務局。

事務局

不動産業者が入ってくることは、そのほかの要件で抵触するため従来通り運用できると考えております。

利点としては、これまでは世帯内で贈与する際、下限面積が満たないため所有権移転ができなかった方にとりましては、手続を促進できる場合があると考えます。

保有目的、投機目的については従来と運用は変わらないと認識しております。

議 長

この下限面積については新規就農の方で2,000㎡満たない方も取得したいという相談があると聞いております。

そういう方に農地のある地元の農業委員に相談させていただいて、農地を維持していけるか等の要件で判断していけるかなと考えております。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

下限面積がないということは、一反とかでも取得できるのですね。

農協の5アールとの整合性は関係ありませんか。

農協の組合員になり、地元の実行組合長が証明を作る。

2アール、3アールでも勝手やといえは勝手ですが。

議 長

農地の取得については、下限面積要件は撤廃となりますので、1アールでも可能となります。

農協は関係ございません。

議 長

辻推進委員。

辻推進委員

一番の問題は、畑や水稻の水利組合とどういう風に話し合うのか、その条件は入っていますか。

議 長

事務局。

事務局

水利関係はこの資料では地域の調和要件に含まれます。

申請前に地元の実行組合や水利関係とは調整いただくよう指導しています。

辻推進委員

以前に大川委員から相談で、畑をしているのですが、横の水路の水を使えないとの話がありましたが、手続の話が飛んでいるのではと思いますが。

事務局

その案件はわかりませんが、3条許可ではの地元の方と協議をしていただいています。

貸し借りについても大阪府みどり公社と茨木市職員が立ち会って調整していると聞いております。

辻推進委員

確認はいいのですが、その書類はありますか。

今後の課題ですので、具体的に考えていただきたいのです。

事務局

この後農林課も説明しますが、今後マッチングの際にこのような調整が必要かと認識しております。

議 長

今後地元の調整が整っていることも、事務上必要かと思えます。
ありがとうございました。

議 長

報告事項は以上でございます。

議 長

以上、本日の案件はすべて議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、委員総会に向けまして運営協議会を、4月17日、月曜日、
午後1時30分から本館7階会議室で開催いたします。

次に来月の定例会でございますが、4月21日、金曜日、午後1時30分
から、本会議室で開催いたします。

また令和5年度委員総会でございますが、4月25日、火曜日、
午後1時30分から、南館8階中会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして令和5年3月定例会を閉会といたします。
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月24日

茨木市農業委員会

議長

署名済み

署名委員

署名済み

署名委員

署名済み

